

給付年金コーナー

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに納められた保険料の全額ですが、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やお子様等の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除を受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、令和4年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬頃に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。なお、令和4年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、令和5年の2月上旬頃に送られます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

役場庁舎駐車場の 一部閉鎖について

令和5年長瀬町二十歳の集いの開催に伴い、下記の期間において役場庁舎駐車場を一部閉鎖します。ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

期 間 令和5年1月6日(金) 午後6時から
1月8日(日) 正午まで

問合せ 教育委員会生涯学習担当
☎66・3111 内線306
✉kyoiku@town.nagatoro.saitama.jp

税に関する 中学生の標語の展示

秩父税務署管内国税モニター会では、次世代の担い手となる中学生に、税に関する理解と関心を高めてもらうため、「税に関する中学生の標語」を募集しました。

秩父税務署管内13校から応募のあった総数2,113点の中から選ばれた優秀作品を、12月2日(金)から12月9日(金)まで、長瀬町役場庁舎1階において展示しますのでご覧ください。

問合せ 秩父税務署 総務課
☎22・4433

12月の納期

- 町県民税
 - 特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。
- 国民健康保険税
 - 普通徴収（第6期分）
 - 特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。
- 後期高齢者医療保険料
 - 普通徴収（第6期分）
 - 特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。
- 固定資産税（第3期分）

- 介護保険料
 - 普通徴収（第6期分）
 - 特別徴収（第5期分）※今月支給される年金から天引きされます。
- ◎介護保険料の納め忘れはありませんか。介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて保険給付の制限を受ける場合があります。介護サービスが必要となったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。納付は、お送りしてある納付書を持参して、役場又は金融機関で納めてください。（納付書をなくされた場合は、役場健康福祉課で再発行できます。）

納期限は12月26日(月)です。口座振替の場合も12月26日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町県民税 税務会計課課税担当 内線115
国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123
固定資産税 税務会計課課税担当 内線113
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線124